

有価証券届出書の訂正届出書

株式会社バンテック・グループ・ホールディングス

有価証券届出書の訂正届出書

本書は有価証券届出書の訂正届出書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

株式会社バンテック・グループ・ホールディングス

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月6日
【会社名】	株式会社バンテック・グループ・ホールディングス
【英訳名】	VANTEC GROUP HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 紘明
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区花咲町六丁目145番地
【電話番号】	045(410)1741(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 小田 順理
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区花咲町六丁目145番地
【電話番号】	045(410)0844(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 小田 順理
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 4,951,250,000円 売出金額 (引受人の買取引受けによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 5,825,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,747,500,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年8月15日付をもって提出した有価証券届出書及び平成19年8月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集25,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し32,500株（引受人の買取引受による売出し25,000株・オーバーアロットメントによる売出し7,500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成19年9月6日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）

2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）

(2) ブックビルディング方式

3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）

(2) ブックビルディング方式

第3 募集又は売出しに関する特別記載事項

2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成19年9月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成19年8月29日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(198,050円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	25,000	4,951,250,000	<u>2,855,250,000</u>
計(総発行株式)	25,000	4,951,250,000	<u>2,855,250,000</u>

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成19年8月15日開催の取締役会決議に基づき、平成19年9月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件(233,000円～253,000円)の平均価格(243,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は6,075,000,000円となります。
- 6 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「同 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成19年9月6日に決定された引受価額(219,020円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格233,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	25,000	4,951,250,000	<u>2,737,750,000</u>
計(総発行株式)	25,000	4,951,250,000	<u>2,737,750,000</u>

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
- 5 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「同 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 6 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5の全文削除及び6、7の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	198,050	未定 (注) 3	1	自 平成19年9月 7日(金) 至 平成19年9月12日(水)	未定 (注) 4	平成19年9月17日(月)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、233,000円以上253,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年9月6日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- ①効率性の高い独自の物流システムを有している。
- ②国内物流及び国際物流の両方を行っている。
- ③特定顧客への販売比率が比較的高い。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は233,000円から253,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(198,050円)及び平成19年9月6日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成19年8月15日開催の取締役会において、平成19年9月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株券受渡期日は、平成19年9月18日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込みに先立ち、平成19年8月30日から平成19年9月5日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりますは、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額(198,050円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
<u>233,000</u>	<u>219,020</u>	198,050	<u>109,510</u>	1	自 平成19年9月 7日(金) 至 平成19年9月12日(水)	<u>1株に つき 233,000</u>	平成19年9月17日(月)

- (注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件(233,000円～253,000円)に基づいて機関投資家等を中心にブ
ックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
① 申告された総需要株式数は、公開株式数を上回る状況であったこと。
② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③ 申告された需要のうち、機関投資家以外の投資家からの需要が機関投資家からの需要よりも多かつ
たこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環
境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総
合的に勘案して、233,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は219,020円と決定いたしました。
- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(233,000円)と会社法上の払込金額(198,050円)及
び平成19年9月6日に決定された引受価額(219,020円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差
額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額
は109,510円(増加する資本準備金の額の総額2,737,750,000円)と決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき219,020円)は、払
込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株券受渡期日は、平成19年9月18日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株
券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、
一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交
付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券
が交付されます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性
の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等
に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示または
ホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8 の全文削除

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成19年9月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	7,000	
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	3,000	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	2,500	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	2,500	
SBIイー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,500	
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	1,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	500	
コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区北浜一丁目6番10号	500	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	500	
計	—	25,000	—

(注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成19年9月6日)に元引受契約を締結する予定であります。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、100株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成19年9月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき219,020円)を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき13,980円)の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	7,000	
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	3,000	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	2,500	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	2,500	
SBIイー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,500	
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	1,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	500	
コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区北浜一丁目6番10号	500	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	500	
計	—	25,000	—

(注) 1 上記引受人と平成19年9月6日に元引受契約を締結いたしました。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、100株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
<u>5,710,500,000</u>	40,000,000	<u>5,670,500,000</u>

(注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(233,000円～253,000円)の平均価格(243,000円)を基礎として算出した見込額であります。

- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
<u>5,475,500,000</u>	40,000,000	<u>5,435,500,000</u>

(注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

手取金の概算額5,670,500千円につきましては、当社グループのコア事業の拡大を目指し、国内物流事業及び国際物流事業における事業提携等の戦略投資に充当する方針です。

現在において、これら事業提携等の戦略投資への時期は未確定であります。平成20年3月期におきまして、自動車関連輸送企業及びフォワーダー企業等の買収や事業提携案件の実施で3,700,000千円を充当し、残額につきましても、具体的な時期及び金額を確定させるまでには至っておりませんが、平成21年3月期までの適切なタイミングで戦略投資への充当を実施する方針であります。なお、調達資金は、具体的な充当時期が確定するまでは、市場金利を勘案しながら安定性の高い金融商品にて運用する予定であります。

(訂正後)

手取金の概算額5,435,500千円につきましては、当社グループのコア事業の拡大を目指し、国内物流事業及び国際物流事業における事業提携等の戦略投資に充当する方針です。

現在において、これら事業提携等の戦略投資への時期は未確定であります。平成20年3月期におきまして、自動車関連輸送企業及びフォワーダー企業等の買収や事業提携案件の実施で3,700,000千円を充当し、残額につきましても、具体的な時期及び金額を確定させるまでには至っておりませんが、平成21年3月期までの適切なタイミングで戦略投資への充当を実施する方針であります。なお、調達資金は、具体的な充当時期が確定するまでは、市場金利を勘案しながら安定性の高い金融商品にて運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成19年9月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない 売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディ ング方式	25,000	6,075,000,000	東京都品川区東品川2丁目4-11 株式会社日本航空インターナショナル 9,392株 東京都千代田区九段北1丁目8-10 S M B C キャピタル4号投資 事業有限責任組合 6,600株 C/O WALKERS SPV LIMITED P. O. BOX908GT, WALKERHOUSE, MARY STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS エフ ビー エフ2000,エル.ピー. 2,707株 東京都千代田区麴町4丁目2-7 安田企業投資2号投資事業有限責任組合 2,000株 東京都中央区日本橋兜町4番3号 みずほキャピタル第1号 投資事業有限責任組合 1,800株 P. O. BOX908GT, WALKERHOUSE, MARY STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS エム エイチ キャピタル パートナー ズ ツー,エル.ピー. 1,501株 東京都千代田区麴町4丁目2-7 投資事業組合Y N E D 1,000株
計(総売出株式)	—	25,000	6,075,000,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、仮条件(233,000円～253,000円)の平均価格(243,000円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 6 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成19年9月6日に決定された引受価額(219,020円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格233,000円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない 売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	25,000	5,825,000,000	東京都品川区東品川2丁目4-11 株式会社日本航空インターナショナル 9,392株 東京都千代田区九段北1丁目8-10 S M B C キャピタル4号投資 事業有限責任組合 6,600株 C/O WALKERS SPV LIMITED P. O. BOX908GT, WALKERHOUSE, MARY STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS エフ ビー エフ2000,エル.ピー. 2,707株 東京都千代田区麹町4丁目2-7 安田企業投資2号投資事業有限責任組合 2,000株 東京都中央区日本橋兜町4番3号 みずほキャピタル第1号 投資事業有限責任組合 1,800株 P. O. BOX908GT, WALKERHOUSE, MARY STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS エム エイチ キャピタル パートナー ズ ツー,エル.ピー. 1,501株 東京都千代田区麹町4丁目2-7 投資事業組合 Y N E D 1,000株
計(総売出株式)	—	25,000	5,825,000,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 4 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3、4の全文削除及び5、6の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
<u>未定</u> <u>(注) 1</u> <u>(注) 2</u>	<u>未定</u> <u>(注) 2</u>	自 平成19年 9月7日(金) 至 平成19年 9月12日(水)	1	<u>未定</u> <u>(注) 2</u>	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村証券株式会社	<u>未定</u> <u>(注) 3</u>

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成19年9月6日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
- 5 株券受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。株券は機構の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
233,000	219,020	自 平成19年 9月7日(金) 至 平成19年 9月12日(水)	1	1株に つき 233,000	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村証券株式会社	(注)3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
- 2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
- 3 元引受契約の内容
引受人である野村証券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき13,980円)の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成19年9月6日に元引受契約を締結いたしました。
- 5 株券受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。株券は機構の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない 売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディン グ方式	7,500	<u>1,822,500,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 7,500株
計(総売出株式)	—	7,500	<u>1,822,500,000</u>	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需
要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによ
る売出しにかかる売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止され
る場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、取引所においてオーバーアロ
ットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケート
カバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオペ
ションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも
中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(233,000円～253,000円)の平均価格(243,000円)で算出した見込額でありま
す。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない 売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディン グ方式	7,500	<u>1,747,500,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 7,500株
計(総売出株式)	—	7,500	<u>1,747,500,000</u>	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需
要状況を勘案した結果、野村証券株式会社が行う売出しであります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、取引所においてオーバーアロ
ットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケート
カバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオペ
ションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも
中止いたします。

(注) 5 の全文削除

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 <u>(注) 1</u>	自 平成19年 9月 7日(金) 至 平成19年 9月12日(水)	1	未定 <u>(注) 1</u>	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成19年9月6日)において決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

- 2 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。株券は機構の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契約の 内容
<u>233,000</u>	自 平成19年 9月 7日(金) 至 平成19年 9月12日(水)	1	<u>1株につき</u> <u>233,000</u>	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成19年9月6日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

- 2 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。株券は機構の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である エフ ビー エフ2000,エル.ピー. 及びエム エイチ キャピタル パートナース ツー,エル.ピー. (以下「貸株人」と総称する。)より借入れる株式であります。

これに関連して、主幹事会社は、7,500株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、平成19年10月12日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成19年9月18日から平成19年10月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である エフ ビー エフ2000,エル.ピー. 及びエム エイチ キャピタル パートナース ツー,エル.ピー. (以下「貸株人」と総称する。)より借入れる株式であります。

これに関連して、主幹事会社は、7,500株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、平成19年10月12日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成19年9月18日から平成19年10月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。